

●この資料の内容の適用期間は、令和5年5月7日までです。

文部科学省通知「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.4.1 Ver.9)」及び山梨県からの協力要請を受けて、本校ではこの4月からの感染症対策を次のように定めます。

なお、新型コロナウイルス感染症法上の位置づけは、令和5年5月8日より「5類感染症」へ移行します。そのため、本対策は令和5年5月7日までの適用となります。

1. 学校における基本的な感染症対策（文部科学省通知より）

- ・感染源を絶つこと
- ・感染経路を絶つこと
- ・抵抗力を高めること

2. 笛吹高校における感染症対策 【現時点では、令和5年5月7日まで適用】

①マスク → 個人の判断に委ねます

- ・ただし、着用しなくてもマスクは常に携帯する（マスクが必要となる場合に備える）。
- ・医療機関や高齢者施設訪問時、混雑した電車バス等ではマスク着用に努める。

②健康観察 → 継続しますが、方法を変更します

- ・検温は登校前に毎日実施する。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は登校しない。
- ・毎朝、登校後にホームルームで健康観察簿に体温を記入する。
- ・保健委員は朝SHR後に、健康観察簿を保健室前に提出する。

③昼食時 → 次のことを守れば、黙食の必要はありません。

- ・食事前後の手洗いの徹底
- ・向かい合わせに座らない
- ・大声で会話しない

④日常の感染対策

- ・換気の徹底 → 教室等の換気を、継続して行う。
- ・手洗いの徹底 → 流水及び石鹸でおこなう。登校後・食事の前後・トイレや掃除の後など。
- ・手指消毒 → 手洗いに加えて、補助的に使用する。
- ・清掃の徹底 → 日頃から手洗いが徹底されていることを前提として、消毒作業は必要なし。
- ・咳エチケットの励行
- ・身体的距離の確保
- ・ゴミの分別、持ち帰りの励行

⑤出席や欠席の扱い

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は登校しないでください（受診を勧めます）。
- ・学校で発熱等の症状がみられる場合は、保護者連絡の上、早退となります（お迎えをお願いします）。
- ・「濃厚接触者と同居している」「行政検査の対象者と同居している」等は登校を控える必要はありません。